

あなたの**危険な運転**が **死亡事故**につながるかもしれません!

厳しく対応処します 自転車の危険な運転に

ヘッドホン・イヤホンで音楽を聴きながらの運転



周りの音が聞こえないため、危険に気付かず、事故に遭う危険性が高まる。

携帯電話・スマートフォンを使いながらの運転



視野が極端に狭くなり、危険に気付かず、事故に遭う危険性が高まる。

傘をさしながらの運転



片手運転のため、ハンドル操作を誤ったり、ブレーキの効きが悪くなり停止するまでの距離が延びる。

標識を無視した運転



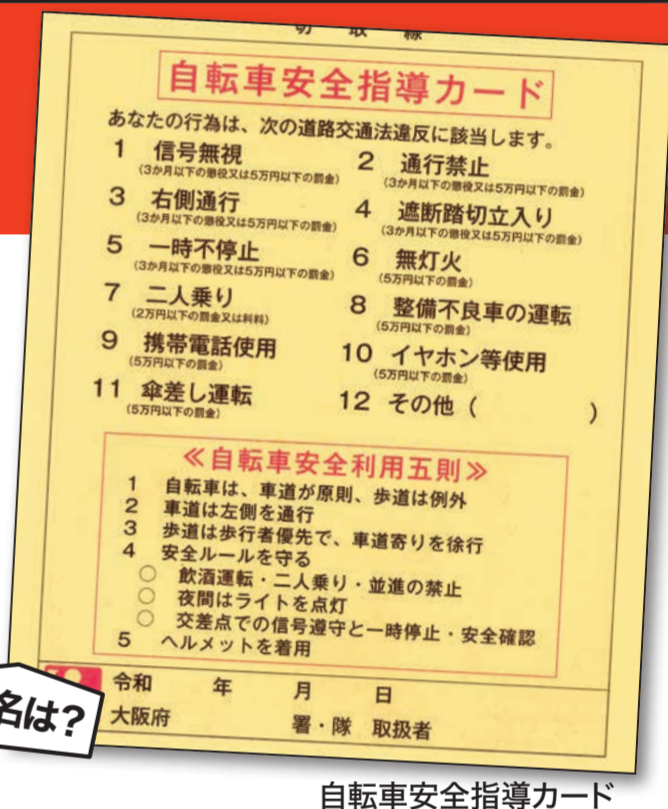
「止まれ」などの標識を無視し走行すると、歩行者や車両に気づかず事故に遭う危険性が高まる。

箕面市自転車安全利用条例を施行しています

自転車事故を絶対に起こさないよう、危険な運転には厳しく対応します!

危険な運転をしている自転車利用者には
指導・警告をします

警察が、信号無視や携帯電話を使いながらの運転など、危険な運転をしている自転車利用者を発見した場合には、指導・警告を行い、住所、氏名などを伺って**自転車安全指導カード**を発行します。



中・高校生に対して、指導の内容によっては
保護者に通知します

中・高等学校の生徒への指導の内容によっては、警察から生徒の保護者に連絡します。

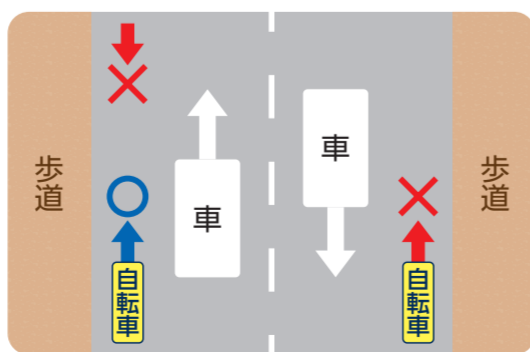


危険 箕面市内の交通事故全体のうち 約3割が**自転車事故**

自転車は、**走行できる場所**が決められています!

「車道の左側」を走行してください!

自転車は、道路交通法で「軽車両」と位置付けられているため、**原則として歩道を走行できません**。歩道と車道の区別があるところでは、車道の左側(車と同じ進行方向)を走行してください。



ただし、次の場合は自転車も歩道を走行できます

- 「自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道
 - 「13歳未満のかた」及び「70歳以上のかた」が自転車を運転するとき
- 歩道を走行する際は、車道寄りを安全な速度で走り、歩行者の通行を妨げる恐れがある場合は、自転車から降りてください。



自転車通行帯がある場合はそこを走行してください!

法改正により
令和5年4月からは

全年齢で

ヘルメットの着用が
努力義務化
されました